

一般財団法人日本建築総合試験所  
建築物省エネ法判定業務約款

(総則)

- 第1条 申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人日本建築総合試験所（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令を遵守し、この約款（計画書及び引受承諾書を含む。）及び「一般財団法人日本建築総合試験所 建築物省エネ法判定業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 この契約は、甲が乙に、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）を行い、乙が甲に引受承諾書を交付したとき、引受承諾書を発行した日をもって、締結がなされたものとする。
- 3 乙は、善良な管理者の注意をもって、引受承諾書に定められた業務（以下「業務」という。）を行い、甲に対し、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める文書を、次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに交付しなければならない。
- (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出のあった場合においては、適合判定通知書、適合しない旨の通知書、または適合するかどうか決定できない旨の通知書
- (2) 軽微変更該当証明申請があった場合においては、軽微変更該当証明書、軽微な変更に応じない旨の通知書、または軽微な変更に応じない旨の通知書
- 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 甲は、規程に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の料金を、第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 6 甲は、乙から建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る提出書類（以下、「判定図書等」という。）について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 7 甲は、乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を、甲乙合意のうえ定めた期日までに正確に乙に提供しなければならない。
- 8 甲は、乙が法、これに基づく命令及び告示並びに判定基準に照らして判定図書等に関する是正事項を指摘した場合、甲乙合意のうえ定めた期日までに当該部分の修正その他必要な措置をとらなければならない。
- 9 甲は、第2項に定める建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の内容が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
- 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）の定めるところ

ろによる。

#### (業務期日)

**第2条** 乙の業務期日は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を受けた日から14日以内とする。

- 2 乙は、規程第11条第3項の規定により、28日の範囲内において、業務期日を延長することができる。
- 3 乙は、次の各号の一により、前2項に定める業務期日までに第1条第3項の交付をすることができない場合は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる。この場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。
  - (1) 甲が前条第5項から第8項までに定める責務を怠ったときその他甲の責めに帰すべき事由
  - (2) 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力
  - (3) 前各号のほか、乙の責めに帰することができない事由

#### (支払期日)

**第3条** 甲は、乙が発行する請求書に記載された期日までに判定料金を支払うものとする。

- 2 乙は、甲がこの契約に従って支払うべき判定料金の支払いを遅延した場合、第2条の規定に係わらず、当該料金の支払いがあるまで、第1条第3項の交付を延期することができる。この場合において、乙が当該交付を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

#### (料金の支払い方法)

**第4条** 甲は、規程に基づき算定された額の料金を前条に規定する支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込により乙に支払うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の支払方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は甲の負担とする。

#### (適合判定通知書交付前の計画変更)

**第5条** 甲は、乙が第1条第3項の交付をするまでに、甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、甲は文書をもって建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げなければならない。取り下げがなされた後、乙が当該変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行う場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

- 2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第9条第2項の契約解除があったものとする。

#### (乙の債務不履行責任)

**第6条** 甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められてい

るもののほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責めに帰することができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

#### (甲の債務不履行責任)

**第7条** 乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責めに帰することができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

#### (判定の結果に対する乙の責任)

**第8条** 甲は、第6条の定めに係わらず、第1条第3項の交付を受けた後に建築物省エネ適合性判定(以下「判定」という。)の判断に誤りが発見された場合、乙に対して、追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りではない。

- (1) 甲の判定図書等に虚偽の記載があったことその他甲の責めに帰すべき事由。
- (2) 業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと。
- (3) 前各号のほか、乙の責めに帰することができない事由。

2 前項の請求は、第1条第3項の交付の日から5年以内に行わなければならない。

3 甲は、第1条第3項の交付の際に判定の判断に誤りがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を第1条第3項の交付の日から6ヶ月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りではない。

4 乙は、次の各号に掲げる事項について保証するものではない。

- (1) 判定の結果が時間経過によって変化しないこと。
- (2) 乙が判定を行った対象建築物が建築基準関係規定に適合すること。
- (3) 乙が判定を行った対象建築物に瑕疵がないこと。

5 第1項の請求額の上限は判定料金の10倍までとする。

#### (甲の解除権)

**第9条** 甲は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰すべき事由により、第2条に定める業務期日までに第1条第3項の交付をしないとき。
- (2) 乙がその責めに帰すべき事由によりこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
- (3) 前各号のほか、乙の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙が第1条第3項の交付をするまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨の通知をすることで、この契約を解除することが

できる。

- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときは、これの返還を乙に請求することができる。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、料金が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときは、これの支払を甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### (乙の解除権)

**第10条** 乙は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲がこの契約に従って支払うべき支払いを遅延したとき。
  - (2) 甲が第1条第5項から第8項までに定める責務を怠ったとき、その他甲の責めに帰すべき事由により、第2条に定める業務期日までに第1条第3項の交付をすることができないとき。
  - (3) 甲が第5条第1項の規定に基づき申請を取り下げず、乙が相当期間を定めて催告しても申請を取り下げないとき。
  - (4) 甲がその責めに帰すべき事由によりこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
  - (5) 甲が第1条第9項に定める責務を怠ったとき。
  - (6) 前各号のほか、甲の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金が未だ支払われていないときは、これの支払を甲に請求することができる。
  - 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### (秘密保持)

**第11条** 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 前項の規定に関わらず、乙は、法令又は官公署からの命令若しくは要請等を受けた場合において、契約に定める業務に関して知り得た秘密を開示することができる。

#### (甲の不正行為に対する措置)

**第12条** 甲が第1条第9項に定める責務を怠り、申請書の虚偽及び提出図書の改ざん等の不正行為をはたらいたときは、乙は、不正行為の内容を調査し、関係官公署に対し報告を行うものとする。

- 2 甲は、前項の場合において乙が行う調査に対し、不正行為に至る経緯その他乙が求める情報を提供しなければならない。
- 3 乙は、不正行為の発覚後の甲からの申請に対しては、別に定める「顧客の不正行為に対する方針」に基づき厳正に対処する。

#### (反社会的勢力の排除)

**第 13 条** 甲は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という。)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等でないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、甲が次の各号の一つに該当する場合、何ら催告を要せずに、本契約を解除することができる。
  - (1) 反社会的勢力に属すると認められるとき
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
  - (6) 自ら又は第三者を利用して、乙に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき
- 3 乙は、前項の規定により、契約を解除した場合には、甲に損害が生じても乙は何らこれを賠償ないし補償することを要せず、また、かかる解除により乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償する。

#### (別途協議)

**第 14 条** この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

**第 15 条** 本契約は、日本国法に準拠するものとする。

- 2 本契約に関する一切の紛争に関しては大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(附則) この約款は、2017年 7月 1日より施行する。

(附則) この約款は、2021年 4月 1日より施行する。

(附則) この約款は、2021年 7月 1日より施行する。